

# 令和4年度

## 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

本事業は、一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）が代表幹事として、大日本印刷株式会社との共同事業体により執行する事業です。



**DNP** 大日本印刷株式会社

# 【はじめに】 補助金を申請及び受給される皆様へ

本補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。

当然ながら、当共同事業体としても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

補助金を申請される方、採択されて補助金を受給される方は、以下の内容をよくご理解のうえ、補助金受給に関する全ての手続きを適正に行ってください。

- ① 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
- ② 当共同事業体が定める交付規程
- ③ 本事業の公募要領

# 産業ヒートポンプ導入時の申請先について

本補助金の（C）指定設備導入事業において、産業ヒートポンプを導入する場合、申請先が異なりますので、ご注意ください。

## 産業ヒートポンプについて

一般社団法人ヒートポンプ・蓄熱センター  
先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

お問い合わせ窓口

**03-6661-1421**

受付時間：10:00～11:30、12:30～17:00（土日祝日、8/16を除く）

※ SIIが執行する事業区分（A）先進事業又は（B）オーダーメイド型事業、（D）エネマネ事業の補助対象設備、（C）指定設備導入事業の設備区分と、「産業ヒートポンプ」を合わせて導入する場合は、申請書をそれぞれ分けて作成し、該当する申請先に送付してください。

※ 申請先を誤って申請した場合は、正しく申請書が受領されない可能性がありますので、送付前に再度申請先をご確認のうえ、送付してください。

# 動画の構成

- ▶ **各事業区分概要**
- ▶ **事業概要（補助対象事業における各要件について）**
  - 補助対象事業の要件
  - 補助対象事業者
  - 共同申請について（リースを活用する場合）
  - 申請単位
  - 工場・事業場間一体省エネルギー事業
  - 連携事業
  - 複数年度事業
  - 年度またぎ事業

01

# 動画の構成

# 02

- ▶ **事業概要（補助対象経費等）**
  - 補助事業に要する経費
  - 補助対象経費
  - 補助率及び補助金限度額
- ▶ **補助事業期間と事業実施スケジュール**
  - 補助事業期間
  - 事業実施スケジュール
- ▶ **各区分の概要（A～D）**
  - (A) 先進事業
  - (B) オーダーメイド型事業
  - (C) 指定設備導入事業
  - (D) エネマネ事業

# 動画の構成

## ▶ 交付申請以降の流れ

- 交付申請の手順
- 申請にあたっての留意点
- 審査について
- 交付決定について
- 補助事業の実施
- 実績報告及び補助金の確定
- その他の注意事項

## ▶ お問い合わせ先

03

# 各事業区分概要

本補助金は、省エネルギー性能の高い設備及び機器への更新等に要する経費の一部を支援する補助金です。

次に掲げる事業区分（A）～（D）に該当するものが補助対象事業となります。

<b>(A) 先進事業</b>	資源エネルギー庁に設置された「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会で審査・採択した先進設備・システムへ更新等する事業
<b>(B) オーダーメイド型事業</b>	機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備等（オーダーメイド型設備）へ更新等する事業
<b>(C) 指定設備導入事業</b>	SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として登録及び公表した設備へ更新する事業
<b>(D) エネマネ事業</b>	SIIに登録されたエネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、SIIに登録されたEMSを用いて、より効果的に省エネルギー化を図る事業

# 各事業区分概要

本補助金は、省エネルギー性能の高い設備及び機器への更新等に要する経費の一部を支援する補助金です。

次に掲げる事業区分（A）～（D）に該当するものが補助対象事業となります。

<b>(A) 先進事業</b>	資源エネルギー庁に設置された「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会で審査・採択した先進設備・システムへ更新等する事業
<b>(B) オーダーメイド型事業</b>	機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備等（オーダーメイド型設備）へ更新等する事業
<b>(C) 指定設備導入事業</b>	SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として登録及び公表した設備へ更新する事業
<b>(D) エネマネ事業</b>	SIIに登録されたエネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、SIIに登録されたEMSを用いて、より効果的に省エネルギー化を図る事業



# 各事業区分概要

本補助金は、省エネルギー性能の高い設備及び機器への更新等に要する経費の一部を支援する補助金です。

次に掲げる事業区分（A）～（D）に該当するものが補助対象事業となります。

<b>(A) 先進事業</b>	資源エネルギー庁に設置された「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会で審査・採択した先進設備・システムへ更新等する事業
<b>(B) オーダーメイド型事業</b>	機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備等（オーダーメイド型設備）へ更新等する事業
<b>(C) 指定設備導入事業</b>	SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として登録及び公表した設備へ更新する事業
<b>(D) エネマネ事業</b>	SIIに登録されたエネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、SIIに登録されたEMSを用いて、より効果的に省エネルギー化を図る事業

# 各事業区分概要

本補助金は、省エネルギー性能の高い設備及び機器への更新等に要する経費の一部を支援する補助金です。

次に掲げる事業区分（A）～（D）に該当するものが補助対象事業となります。

<b>(A) 先進事業</b>	資源エネルギー庁に設置された「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会で審査・採択した先進設備・システムへ更新等する事業
<b>(B) オーダーメイド型事業</b>	機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備等（オーダーメイド型設備）へ更新等する事業
<b>(C) 指定設備導入事業</b>	SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として登録及び公表した設備へ更新する事業
<b>(D) エネマネ事業</b>	SIIに登録されたエネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、SIIに登録されたEMSを用いて、より効果的に省エネルギー化を図る事業

# 各事業区分概要

本補助金は、省エネルギー性能の高い設備及び機器への更新等に要する経費の一部を支援する補助金です。

次に掲げる事業区分（A）～（D）に該当するものが補助対象事業となります。

<b>(A) 先進事業</b>	資源エネルギー庁に設置された「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会で審査・採択した先進設備・システムへ更新等する事業
<b>(B) オーダーメイド型事業</b>	機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備等（オーダーメイド型設備）へ更新等する事業
<b>(C) 指定設備導入事業</b>	SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として登録及び公表した設備へ更新する事業
<b>(D) エネマネ事業</b>	SIIに登録されたエネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、SIIに登録されたEMSを用いて、より効果的に省エネルギー化を図る事業

# 事業概要

(補助対象事業における各要件について)

# 補助対象事業の要件①

➤ 補助対象事業は以下の「省エネルギー効果の要件」を満たすものです。

省エネルギー効果の要件	
(A) 先進事業	原油換算量ベースで以下いずれかの要件を満たす事業 ①省エネ率： <b>30%以上</b> ②省エネ量： <b>1,000kI以上</b> ③エネルギー消費原単位改善率： <b>15%以上</b>
(B) オーダーメイド型事業	原油換算量ベースで以下いずれかの要件を満たす事業 ①省エネ率： <b>10%以上</b> ②省エネ量： <b>700kI以上</b> ③エネルギー消費原単位改善率： <b>7%以上</b>

※ 複数の補助対象設備を組み合わせて申請する場合でも、事業全体で上記要件を満たす必要があります。

## 補助対象事業の要件②

省エネルギー効果の要件（続き）	
(C) 指定設備導入事業	SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たす設備へ更新すること
(D) エネマネ事業	申請単位で「EMSの制御効果と省エネ診断等による運用改善効果」により、原油換算量ベースで省エネルギー率 <b>2%以上</b> を満たす事業

➤ 補助対象事業のうち、事業区分 (A)、(B)、(D) は、以下全ての事業要件を満たす必要があります。

- 投資回収年数が5年以上であること
- 「エネルギー使用量が1,500kl以上の工場・事業場」と「中小企業者に該当しない会社法上の会社」は、省エネ法に基づき作成した中長期計画等に記載されている事業
- 経費当たり計画省エネルギー量が補助事業に要する経費1千万円当たり1kl以上の事業
- 導入した補助対象設備の1年間のエネルギー使用量と省エネルギー効果を報告できる事業
- 導入設備がトップランナー制度対象機器の場合は、エネルギー消費効率の基準値を満たすこと

# 補助対象事業と認められない例

- 新築・新設の事業所へ新たに導入する設備
- 既存の事業所において新たに設備を追加する増設
- 故障等により事業活動に使用していない設備の更新
- 専ら居住を目的とした事業所の設備更新
- 発電設備を新たに導入して売電を目的とする事業
- 売電する事業所が発電設備を更新して売電量を増加させる事業



**上記の事業は交付申請が出来ません！**

# 補助対象事業者①

## 交付申請をする者（申請者）の主な要件

- 国内において事業活動を営んでいる法人及び個人事業主であること
- 直近の年度決算において債務超過でないこと
- 本事業により国内において設置する補助対象設備の所有者であり、その補助対象設備の処分制限期間中、継続的に使用する者であること
- 取得した補助対象設備を、取得財産等管理台帳に記載の上、善良な管理者の注意をもってその設備等を管理し、運用を図る者であること
- 成果報告時に、補助対象設備の1年間のエネルギー使用量と省エネルギー効果を報告できる事業者であること

※ (C) 指定設備導入事業を単独で申請する場合は、導入した設備の1週間以上の実測データ等を用いて省エネルギー効果を報告すること



### 交付申請をする者（申請者）の主な要件

- 経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること
- 公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者ではないこと
- 会計検査院による現地検査等の受検に際し、事業者として会社単位で誠実に対応することが可能な事業者であること

# 企業体の定義について <中小企業者等①>

## 中小企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に準じ、所定の条件を満たす者

業種	以下のいずれかを満たしていること	
	資本金	従業員数
① 製造業、その他	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ 小売業	5千万円以下	50人以下
④ サービス業	5千万円以下	100人以下

※ 複数業種を営んでいる場合の主たる業種の判断については、直近年度の売上高等の最も大きい事業で判断してください。

以下のいずれかに該当する場合は「**みなし大企業**」とし、**中小企業者とはなりません。**

- 資本金、又は出資金が5億円以上の法人に、直接又は間接に100%の株式を保有される場合  
※ 但し、資本金又は出資金が5億円以上の法人が中小企業に該当する場合は除きます。
- 交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年、又は各事業年度の課税所得の年平均額が1.5億円を超える場合

## 中小企業団体等

- 中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律、商店街振興組合法に基づき設立した法人
- 該当する場合は申請時に認可証の写しを提出すること

## 個人事業主（青色申告者のみ）

## その他中小企業者等（会社法上の会社以外）

- 会社法上の会社以外の法人であって、従業員が300人以下の法人  
※「会社法上の会社」とは、株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社を指します。

## その他

- みなし大企業に該当する法人
- 「会社法上の会社」以外の法人であって従業員が300人超えの法人

## 大企業（要件を満たす場合のみ申請が可能）

- 「中小企業者等」、「その他」以外の法人で、以下3つの要件のいずれかを満たすこと

- ① 省エネ法の事業者クラス分け評価制度において、「令和3年定期報告書分」として『Sクラス』に該当する事業者  
※ 原則、公募締切時点で「令和3年定期報告書分」として資源エネルギー庁ホームページでSクラスとして公表されていることが確認できる事業者です。
- ② 省エネ法の事業者クラス分け評価制度において『Aクラス』に該当するとされた事業者  
※ 令和3年度定期報告書「特定第4表事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の変化状況」を提出すること
- ③ 中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度（目標年度）の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者

# 共同申請について（リースを活用する場合）

- リースの場合は、リース料金から補助金相当分を減額する必要があります。

## リース料金から補助金相当分を減額する



- 同一事業において、設備使用者による設備購入とリース事業者による設備購入の併用は不可
- リース契約として共同申請する場合であっても、リース契約内容が、残価設定付リース契約及び割賦契約の場合は対象外
- 補助対象設備を処分制限期間中、使用することを前提としたリース契約とする  
※ 処分制限期間を下回る契約期間であっても、再リースの規約がある場合は補助対象となります。

# 申請単位

- 原則、エネルギー管理を一体で行う事業所単位で申請が必要です。

## エネルギー管理を一体で行う事業所単位とは

事業所で使用する全てのエネルギーを一元的に管理し、エネルギーコストを正確に把握している事業所の単位のことをいいます。

- 省エネ法に基づいて定期報告書を提出している場合は、定期報告書内の事業所単位で申請すること
- 定期報告書を提出していない場合、電気・ガス・油等のエネルギー契約を行う事業所単位で申請すること



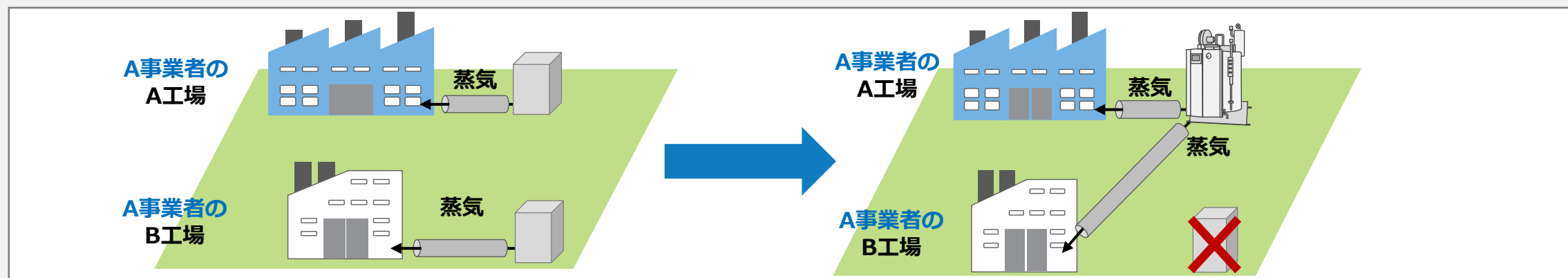
## <共同申請とする場合について>

- エネルギー管理を一体で行う単位が、複数の事業者の場合は、エネルギー管理を一体で行っている全ての事業者による共同申請とすること
- 導入設備の所有者と使用者が異なる場合は、設備の所有者と使用者で共同申請とすること

# 工場・事業場間一体省エネルギー事業

- 同一事業者が自らの異なる事業所間において、ユーティリティ設備の共有や、生産設備の統合により、一体となって省エネルギーを行う事業のことをいいます。

<例：同一事業者によるユーティリティ設備の共有による省エネルギー事業>



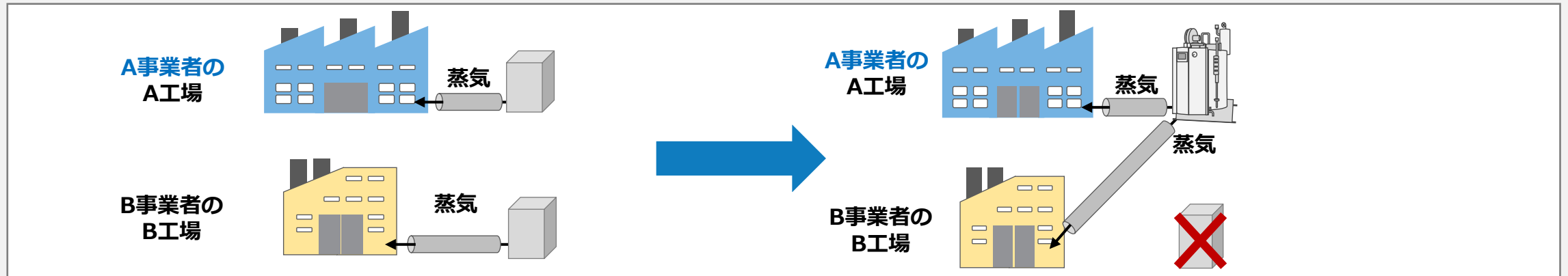
## 工場・事業場間一体省エネルギー事業の場合、以下の要件を満たすこと

- 複数の事業所を一体として、事業実施前後のエネルギー使用量を比較し、事業区分（A）もしくは（B）の申請要件を満たすこと  
また、事業所ごとの原油換算表、及び複数の事業所を合算した原油換算表を事業の実施前後それぞれで作成・提出すること
- エネマネ事業者を活用する場合は、申請する複数の事業所全てに対して、エネマネ事業者との間でエネルギー管理支援サービス契約を締結すること

# 連携事業

➤ 複数の事業者が連携し、一体となって省エネルギーを行う事業のことをいいます。

＜例：複数の事業者の連携による省エネルギー事業＞



## 複数事業者の連携事業の場合、以下の要件を満たすこと

- 複数事業者の事業所を一体として、事業実施前後のエネルギー使用量を比較し、事業区分（A）もしくは（B）の申請要件を満たすこと
- 原則として、連携省エネルギー計画の認定申請を行う事業（既に申請を行っている者及び認定を受けている者を含む）とする
  - ▶ 連携省エネルギー計画の詳細につきましては、資源エネルギー庁ホームページの「連携省エネルギー計画申請の手引き」をご覧ください。
  - ▶ 申請に係る留意事項の詳細は公募要領をご確認ください。



# 複数年度事業

- 以下の要件を全て満たす事業について申請をすることが可能です。
- ① (A) 先進事業、(B) オーダーメイド型事業、又は(D) エネマネ事業のいずれかの申請要件を満たす事業であること
  - ② 事業規模が大きく **(原則として補助事業に要する経費が1.5億円以上の事業)**、単年度での実施が困難な事業であること
  - ③ 年度ごとの発生経費を明確に区分した事業計画が策定可能であること
- 補助金限度額は下表の通りです。

	(A) 先進事業	(B) オーダーメイド型事業	(D) エネマネ事業
上限額	30億円/事業全体	20億円/事業全体 ※連携事業の場合は30億円	1億円/事業全体
下限額	事業実施年数×100万円	事業実施年数×100万円	100万円/事業全体

※ 事業区分 (A)、(B)、及び (D) を組み合わせて申請した場合、事業全体の補助金上限額は、組み合わせた事業区分とエネマネ事業それぞれの上限額の合計額となります。

# 年度またぎ事業

- ▶ 以下の要件を全て満たす事業について申請をすることが可能です。
- ① (A) 先進事業、(B) オーダーメイド型事業、(C) 指定設備導入事業、(D) エネマネ事業のいずれかの申請要件を満たす事業であること
  - ② 2022年度、2023年度の2か年にまたがる事業であり、2023年2月～4月において事業を実施せざるを得ない外的要因、又は特段の事由があること

日程	2022年度（1年度目）			2023年度（2年度目）		
	8月	9月 ～ 2023年1月	2023年2月 ～3月	4月	5月 ～ 2024年1月	2024年2月 ～3月
年度 またぎ事業	● 交付決定					● 事業完了

2023年2月～4月に、  
事業実施が可能

- ※ 年度またぎ事業の事業期間は、交付決定後から2024年1月31日までとなります。
- ※ 複数年度事業では事業実施ができない2月～4月の間も事業実施が可能です。